

亀山市告示第135号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項（同令第6条及び第7条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。

令和6年8月7日

亀山市長 櫻井 義之

1 インターネットを利用して閲覧に供する方法

亀山市ホームページ（<https://www.city.kameyama.mie.jp>）において公表する。

2 閲覧所を設けて供する方法

亀山市役所総務財政部財務課内（三重県亀山市本丸町577番地）において公表する。

附 則

この告示は、令和6年8月7日から施行する。